

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
一般資金	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業等 8,000万円	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	運転 7年以内（1年以内） 設備 10年以内（1年以内）
セーフティネット資金	中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	第1～4号, 6号 1.30% 第5号, 7号, 8号 1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
危機関連対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
伴走支援型特別資金 【R6.6.30まで】	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①中小企業信用保険法第2条第5項4号又は同項5号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けていること ②（イ）最近1か月間の売上が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること （ロ）最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること 等	一企業等 1億円	1.60%以内	運転・設備 10年以内（5年以内）
流動資産担保活用資金	取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している、又は棚卸資産を有する中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 1年以内
条件変更改善借換資金	宮城県中小企業経営安定資金等による既往借入金の残高があり、既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っており、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに報告を行う中小企業者等	一企業等 8,000万円	10年以内 1.50% 10年超 2.00%	運転・設備 15年以内（1年以内） 運転・設備とも新規資金を追加する場合には据置2年以内
連鎖倒産防止資金	負債総額1,000万円以上の倒産企業に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等を有している、又は当該倒産企業との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者等（知事の認定）	一企業等 8,000万円	1.60%	運転 10年以内（2年以内）
経営改善サポート借換資金	次のいずれかの中小企業者等 ①借換保証制度を適用して、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を行うことにより、再建及び持続的発展が見込まれるもの ②中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもので、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を借換保証制度を適用して行うことにより再建及び持続的発展が見込まれるもの	一企業等 8,000万円	対象① 1年以内 1.50% 1年超 1.90% 対象② 第1～4号, 6号 1.30% 第5号, 7号, 8号 1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
中小企業再生サポート資金	次のいずれかの中小企業者等 ①宮城県中小企業活性化協議会又は宮城県産業復興相談センターの支援を受けて再生等に取り組むもの ②特定認証紛争解決事業者による手続により再生を図るもの ③認定支援機関の指導又は助言を受けて再生を図るもの ④民事再生又は会社更生により計画認可を受け、その計画の実行に取り組むもの等	一企業等 8,000万円	1.90%以内	運転・設備 10年以内（2年以内） ②及び③の場合 運転・設備3年以内 （据置なし）
災害復旧対策資金 （一般枠）	知事の指定する災害により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備等の損壊が発生しているもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上が、前年同月の売上高に比して10%以上減少しているもの（知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの）	一災害 5,000万円 （ただし、一企業2億8,000万円まで）	1.60%以内 災害関係保証適用の場合 1.55%以内	運転・設備 10年以内（2年以内）

資金名		融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
みやぎ中小企業復興特別資金		東日本大震災により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①事業所又は主要な事業用資産に損害を受けたもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②事業活動に著しい支障が生じたため、その事業に係る収入が著しく減少したもの（市町村長の認定を受けたもの） ※新規融資の申込の対象となる区域は原則として沿岸市町に限られます。	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 15年以内（3年以内）
緊急経済変動対策資金		燃料費や原材料費の高騰により、最近3か月間の売上に占める製造原価等の割合が①前年同期比10%以上増加、又は②前年同期比5%以上、かつ、前々年同期比10%以上増加している中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 10年以内（2年以内）
事業再生計画 実施支援資金	一般枠	（独）中小企業基盤整備機構、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県産業復興相談センター等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内（1年以内）
	感染症対応枠 【R6.6.30まで】		一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内（5年以内）
二重債務対策資金		宮城産業復興機構投資事業有限責任組合又は（株）東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取等の支援を受ける中小企業者等	一企業等 1億円	1.00%	運転・設備 15年以内（3年以内）

[中小企業産業振興資金]

資金名		融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
富県宮城資金	チャレンジ枠	①県が集積を目指す産業（自動車関連産業等8産業）に関連する事業を営むもので、事業の拡大を図るもの ②上記①に該当しない事業を営むもので、新たに①に該当する事業への参入を図るもの（チャレンジ枠は知事の認定） ※県内で1年以上の事業を引き続き行っている中小企業者等であること。	一企業等 1億円	1.50%	運転 10年以内（2年以内） 設備 15年以内（2年以内）
	応援枠		一企業等 3,000万円	1.50%以内 固定又は変動金利	運転・設備 7年以内（2年以内）
	先端設備等導入枠		先端設備等導入計画について、生産性向上特別措置法の規定による市町村の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.50%
新技術・新製品事業化資金		特許権等技術力を有し、新技術又は新製品の事業化を図るための資金を必要とする中小企業者等（知事の認定）	一企業等 8,000万円 （うち運転資金 4,000万円）	1.50%	運転 7年以内（2年以内） 設備 10年以内（2年以内）
創業育成資金		①事業を営んでいない個人が、1か月以内（※）に新たに事業を開始する場合、又は事業を開始した日以後5年未満の場合 ②事業を営んでいない個人が、2か月以内（※）に新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合 ③会社が自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、又は設立した日以後5年未満の場合 ※①②で新規創業の場合、借入額と同額以上の自己資金を有していることが要件となる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内	一企業等 3,500万円 （新規に創業する場合、適用される保証によっては、自己資金額を融資限度額とする場合あり）	1.55%	運転・設備 10年以内（2年以内）
スタートアップ創出促進資金		①事業を営んでいない個人が、2か月以内（※）に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの又は事業を開始した日以後5年未満の場合 ②会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの又は設立の日以後5年未満の場合 ③事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年未満で新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの	一企業等 3,500万円	1.55%	運転・設備 10年以内（1年以内）

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）	
スタートアップ 創出促進資金	※創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが要件となる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内				
事業 承継 資金	経営承継枠	中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者、認定を受けた会社の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
	事業承継特 別枠	3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人又は、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年経過していないものに該当し、かつ資産超過である等の財務要件を満たす中小企業者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
	経営承継借 換枠	3年以内に事業承継を予定する中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者で、代表者が債務を保証していることにより事業活動の継続に支障が生じていると認められ、かつ、資産超過である等の財務要件を満たす者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
再生可能エネ ルギー推進支 援資金	再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等	一企業等 1億円	1.60%	設備 15年以内（1年以内）	
がんばる中小 企業応援資金	事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、又は新たな試みに取り組むことを通じて、経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等	一企業等 3,000万円	金融機関所定 固定又は変動金利	運転・設備 7年以内（2年以内）	
“伊達な旅”整備 促進資金	観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で次に掲げる観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行おうとするもの ①宿泊施設 ②温泉施設 ③スポーツ・レクリエーション施設、歴史・文化施設 ④食事休憩施設 ⑤その他、観光客の利用が見込まれる観光施設	一企業等 1億5,000 万円	7年以内 1.55% 7年超10年以内 1.75% 10年超 1.95%	設備 15年以内（2年以内）	
SDGs推進資 金	SDGsの取組に関する事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等	一企業等 3,000万円	1.50%	運転 7年以内（2年以内） 設備 10年以内（2年以内）	

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
環境安全管理対策 資金	①環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等（知事の認定） ②ISO14001、ISO9000シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等 ※①のうち、自然エネルギー活用施設等の設置については、自家消費を目的とした中小企業者等に限る。	一企業等 5,000万円	①1.80% ②1.60%	運転・設備 7年以内（1年以内）
小口事業資金	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 ※商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇します。	一事業者 2,000万円	1年以内1.45% 1年超1.85% セフィネット第5号、 7号、8号認定の 場合1.30%	運転・設備 7年以内（1年以内）
中小企業団体中央 会組織金融	中央会の会員である組合で、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体又は商店街振興組合法第2条の商店街振興組合である者	一組合 5億円	7年以内 固定金利1.00% 7年超10年以内 固定金利 商工中金所定の 貸付利率-0.30% 10年超15年以内 変動金利 商工中金所定の 貸付利率	運転 10年以内 設備 15年以内